

国 土 建 第 483 号
平成 28 年 3 月 24 日

地方整備局等建設業担当部長 あて
都道府県主管部局長 あて

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

官公需適格組合における組合員からの在籍出向者たる監理技術者又は主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について(試行)

建設工事の適正な施工の確保のため、監理技術者又は主任技術者(以下「監理技術者等」という。)については、それぞれが属する建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有することが必要とされているところである。このうち監理技術者については、監理技術者資格者証によって雇用関係の確認を行い、これに疑義がある場合や主任技術者については、健康保険被保険者証等により確認を行っているところである。

今般、中小企業・小規模事業者の受注機会を増大するための措置として官公需適格組合(以下「組合」という。)の活用を推進するため、組合における技術者の効率的な配置を促進することとしたところである。については、組合の組合員から組合への在籍出向者たる監理技術者等の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い及び確認方法等について、下記のとおり定めたので通知する。なお、本通知は監理技術者等の取扱い等について定めるものであり、従来からの官公需適格組合の施工方式等を変更するものではない。

本通知による事務取扱いは、平成28年6月1日より適用する。

記

1. 直接的かつ恒常的な雇用関係を有するものとして取り扱う場合

組合及び当該組合の組合員からなる集団(以下「集団」という。)が次に掲げる(1)の要件に適合し、かつ、組合が元請として受注した工事において、組合員から組合への在籍出向者(以下単に「在籍出向者」という。)を監理技術者等として配置し、(2)の要件に基づき施工を行う場合は、当該組合と当該在籍出向者との間に直接的かつ恒

常的な雇用関係があるものとして取り扱うこととする。

(1)集団の要件

- 1)集団が一の組合の全て又は一部の組合員から構成されること。
- 2)集団を構成する組合が次のいずれにも該当すること。
 - ①建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第3項の建設業者(以下単に「建設業者」という。)であること。
 - ②官公需適格組合の証明及び競争契約参加資格申請書の内容確認要領(61企庁第834号)による官公需適格組合の証明を受けた者であること。
- 3)集団を構成する組合員の全てが次のいずれにも該当すること。
 - ①建設業者であること。
 - ②建設業法第27条の23に基づく経営事項審査を受けていないこと。
 - ③本店が組合の本店と同一都道府県内にあること。

(2)施工時の要件

施工方法が共同施工方式(各施工担当組合員の技術者、資金、建設機械等の経営資源を組合に持ちよって、組合自身が施工主体となり、工事を完成させる方式)であり、組合が組合員(集団に含まれない組合員を含む)と当該工事について下請契約を締結していないこと。なお、当該組合に属さない建設業者と下請契約を締結することは差し支えない。

2. 直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の方法

1. の取扱いに当たり、それぞれ次に掲げる事項を、次に掲げる書類等により確認するものとする。

(1)監理技術者等の雇用関係について

①確認事項

在籍出向者たる監理技術者等と出向元の組合員との間に直接的かつ恒常的な雇用関係を有すること。

②確認書類等

監理技術者資格者証、健康保険被保険者証等

(2)監理技術者等の出向先の組合及び出向元の組合員について

①確認事項

在籍出向者たる監理技術者等の出向先の組合及び出向元の組合員が共に集団の構成者であること。

②確認書類等

3. (5)の在籍出向可能範囲通知書(別紙2)

(3)施工方式について

①確認事項

在籍出向者を監理技術者等として配置する建設工事の下請負人に当該組合の組合員(集団に含まれない組合員を含む。)が含まれていないこと。

②確認書類等

施工体制台帳(施工体制台帳による確認ができない場合は、共同施工証明書(別紙3)等の書類)。なお、別紙3は確認書類の例であり、必ずしもこれによる必要はない。

3. 在籍出向可能範囲確認の申請手続き

制度の円滑な運用を図るため、1. (1)の要件の適合性の確認については、当面の間、国土交通省土地・建設産業局建設業課長による確認(以下、「在籍出向可能範囲確認」という。)を受けなければならないこととする。在籍出向可能範囲確認を受ける者は、次に掲げる方法により申請するものとする。

(1) 在籍出向可能範囲確認の申請は、「在籍出向可能範囲確認申請書(以下「申請書」という。)(別紙1)」に次に掲げる書類及び申請書の電子データを記録した記録媒体(CD-R)を添付して、国土交通省土地・建設産業局建設業課に提出しなければならない。

①提出書類

- イ 中小企業庁により認可を受けた官公需適格組合の証明書の写し及び官公需適格組合員一覧
- ロ 申請しようとする集団を構成する組合及び組合員の建設業の許可の通知書の写し

(2) (1)の申請は、当該集団を構成する組合が行うものとする。

(3) (1)の申請書の記載内容は、当該集団のすべての組合員が承認したものでなければならない。

(4) 在籍出向可能範囲確認の手続きは、国土交通省土地・建設産業局建設業課において行う。

(5) 国土交通省土地・建設産業局建設業課長は、当該申請者に対して、在籍出向可能範囲通知書(別紙2)を交付する。なお、当該在籍出向可能範囲通知書の有効期間は交付の日から1年とする。

4. 在籍出向可能範囲確認の取消し

在籍出向可能範囲通知書の交付を受けたものが要件を満たさなくなった場合は、当該通知書を国土交通省土地・建設産業局建設業課に返納しなければならない。

官公需適格組合と在籍出向技術者の取扱いについて



国土交通省

集団

官公需適格組合※ = 組合が元請として施工
【業許可あり・経審なし】

○出向可

監理技術者
(主任技術者)

各従業員

×下請不可

組合員(同一都道府県内)
【業許可あり・経審なし】

監理技術者
(主任技術者)

従業員

×出向不可

官公需適格組合※ = 組合が元請として施工
【業許可あり・経審あり】

監理技術者
(主任技術者) = 在籍出向者を監理技術者等として配置可能

各従業員 = (組合員の従業員が工事に従事する場合は組合への在籍出向等が必要)

×下請不可

組合員
【業許可あり・経審あり】

監理技術者
(主任技術者)

従業員

×出向不可

※官公需適格組合は
経済産業局(中小企業庁)が証明

○下請可

[例:組合が取得して
いない許可業種等]

組合員以外
〔組合に所属
していない企業〕

組合員
【業許可なし】

監理技術者
(主任技術者)

従業員

×下請不可

【要件】

(1)集団の要件

- 1)集団が、一の組合の全て又は一部の組合員から構成されること
- 2)組合が、①建設業者であり、かつ②官公需適格組合であること
- 3)集団を構成する組合員全てが、以下の全てを満たすこと
 - ①建設業者であり、②経営事項審査を受けたおらず、③本店が組合の本店と同一都道府県内にあること

(2)施工時の要件

- 1)施工方法が共同施工方式(各施工担当組合員の技術者、資金、建設機械等の経営資源を組合に持ちよって、組合自身が施工主体となり、工事を完成させる方式)であり、組合が組合員(集団に含まれない組合員を含む)と当該工事について下請契約を締結していないこと。
(※当該組合に属さない建設業者に下請契約することは差し支えない。)

※(1)については国土交通省土地・建設産業課長による確認を受けなければならぬ。
※在籍出向者を監理者等として配置しない場合は、各要件は課されない。